

(別紙)

基礎研修カリキュラム

1日目		
科目名	時間数	内 容
講 義	440分	
1 ピアサポートの理解	30分	・ 障害領域ごとの歴史や背景 ・ 障害領域ごとの視点
2 演習①	60分	・ 講義「ピアサポートの理解」の振り返り、気づきの共有
3 ピアサポートの実際・事例	70分	・ 障害領域ごとのピアサポートの実践
4 演習②	40分	・ 講義「ピアサポートの実際・事例」の振り返り、気づきの共有
2日目		
5 コミュニケーションの基本	40分	・ ピアサポートの視点を取り入れたコミュニケーション技法や経験の共有
6 演習③	60分	・ 講義「コミュニケーションの基本」の振り返り、気づきの共有
7 障害福祉サービスの基礎と実際	40分	・ 障害福祉施策の歴史 ・ 障害福祉施策の仕組み
8 演習④	20分	・ 講義「障害福祉サービスの基礎と実際」の振り返り、気づきの共有
9 ピアサポートの専門性	30分	・ ピアサポートの具体的な専門性 ・ 倫理と守秘義務
10 演習⑤	50分	講義「ピアサポートの専門性」の振り返り、気づきの共有

※ 1, 3, 5, 9は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が講師であること

専門研修カリキュラム

1日目		
科目名	時間数	内 容
講 義	540分	
1 基礎研修の振り返り	30分	・基礎研修の振り返り
2 ピアサポーターの基礎と専門性	40分	・障害特性に応じた専門性
3 演習①	60分	・講義「ピアサポーターの基礎と専門性」の振り返り、気づきの共有
4 ピアサポートの専門性の活用	40分	・障害特性に応じたピアサポートの専門性を活かすための視点
5 演習②	30分	・講義「ピアサポートの専門性の活用」の振り返り、気づきの共有
6 関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際（障害者）	各40分	・関連法、関連施策
6 ピアサポートを活用する技術と仕組み（事業所）		・現場におけるピアサポートの活用方法
7 演習③（障害者）	各40分	・講義「関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際」の振り返り、気づきの共有
7 演習③（事業所）		・講義「ピアサポートを活用する技術と仕組み」の振り返り、気づきの共有
8 演習④	20分	・障害者、事業所職員別講義及び演習内容についての共有
2日目		
9 ピアサポーターとしての働き方（障害者）	各30分	・労働法規
9 ピアサポーターを活かす雇用（事業所）		・ピアサポーターを雇用し、協働する上での留意点
10 演習（障害者）⑤	各40分	・講義「ピアサポーターとしての働き方」の振り返り、気づきの共有
10 演習（事業所）⑤		・講義「ピアサポーターを活かす雇用」の振り返り、気づきの共有
11 セルフマネジメントとバウンダリー	30分	・ピアサポーターが葛藤しやすい状況 ・病気や障害を抱えて働く上でのセルフケア
12 演習⑥	40分	・講義「セルフマネジメントとバウンダリー」の振り返り、気づきの共有

13 チームアプローチ	40分	・所属機関（チーム）におけるピアサポーターの役割と協働における留意点
14 演習⑦	60分	・講義「チームアプローチ」の振り返り、気づきの共有

※2, 4, 11は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が講師であること

※13は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者及び専門職が講師であること

## フォローアップ研修カリキュラム

1日目		
科目名	時間数	内 容
講 義	540分	
1 専門研修の振り返り	30分	・ 専門研修の振り返り
2 障害特性	60分	・ 障害領域ごとの障害特性
3 働くことの意義	30分	・ ピアサポーターとして職場にもたらす効果
4 演習①	60分	・ 講義「働くことの意義」の振り返り、気づきの共有
5 障害者雇用	40分	・ 障害者雇用の実際と留意点
6 演習②	60分	・ 講義「障害者雇用」の振り返り、気づきの共有
2日目		
7 ピアサポーターとしての継続的な就労	60分	・ ピアサポーターとしての能力を発揮し、働き続けるために必要なポイント
8 ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法	60分	・ 職場内や関係機関との連携の中で発信力を高めることによる専門性の発揮方法
9 演習③	70分	・ 講義「ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法」の振り返り、気づきの共有、事例検討等
10 ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備	30分	・ ピアサポーターとして雇用される上での準備、留意点
11 演習⑤	40分	・ 講義「ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備」の振り返り、気づきの共有

※3, 7, 8, 10は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が講師であること

※9は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者及び専門職が講師であること